

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は29万9,000円、申立期間③は27万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日
④ 平成16年12月10日

申立期間①から④までについて、A社から賞与が支給されたが、年金の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについて、申立人から提出された賞与振込口座の預金取引明細表により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できるところ、複数の元同僚から提出された当該期間の賞与明細書によると、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、B市から提出された申立人のA社に係る平成15年及び16年分の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料控除額に、上述の賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額を加えた額とおおむね一致することから、申立人についても、当該期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与振込口座の預金取引明細表により確認できる賞与振込額を基に試算した厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は 29 万 9,000 円、申立期間③は 27 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか否かの明確な回答は無いが、当該期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給された複数の元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答していることから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間④については、賞与振込口座の預金取引明細表において、賞与が支給されたことが確認できるものの、複数の元同僚から提出された賞与明細書によると、当該期間について、賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 市から提出された、申立人の A 社に係る平成 16 年分の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料控除額に、上述の申立期間③に係る厚生年金保険料控除額（試算額）のみを加えた額とおおむね一致することから、申立人についても、申立期間④の賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月9日から同年8月1日まで

昭和37年4月から平成11年1月までA社に継続して勤務したにもかかわらず、37年7月9日から同年8月1日までの期間の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録並びに雇用保険の記録によると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和37年8月1日付けで同社B社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したかは不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 30 日から 43 年 4 月 13 日まで
昭和 41 年 8 月から 43 年 4 月まで A 社に勤務し、B の現場で C 職種として働いた。当該事業所に入社後すぐに年金手帳を発行してもらった記憶があり、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、当該事業所における勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に C 職種として勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚は、「現場で働いていた者は 50 名以上いたが、C 職種は正社員ではない者がほとんどであった。正社員ではない者は入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しているところ、申立期間中の昭和 43 年 3 月 1 日（一旦全喪後、再度新規適用となった日）の時点で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは 13 名である上、そのほか、元同僚が記憶している各自の入社日から資格取得日までに数年間の空白期間がある者が複数存在する。

また、申立人が、申立人と同様の職務に就いていたとする元同僚 6 名の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間における被保険者整理番号は連番で欠番は無く、申立人の記録は確認できない。

加えて、A 社は、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄済みとしている上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺

事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 7 日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険の記録が無い。この時の賞与は 17 万円から 18 万円ほどであったと思う。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A銀行B支店から提出された申立人の預金取引明細表によると、平成 17 年 7 月 7 日にC社から賞与と思われる 18 万円（端数無し）の入金があったことが確認できる。

しかし、当該事業所の平成 17 年夏期賞与の支給及び厚生年金保険料控除の状況を見ると、i) D社勤務であったとする複数の元同僚については、オンライン記録によると同年 6 月 15 日に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていること、ii) 特定の別事業所から当該事業所に移籍した複数のE従業員については、オンライン記録によると同年 7 月 25 日に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていること、及びiii) 申立人と同日の同年 7 月 7 日に賞与が支給されていた元同僚は、賞与明細書によると当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、当該事業所においては、賞与に係る保険料控除について、従業員全員に一律の取扱いを行っていなかった状況がうかがわれ、Fの支配人であった申立人については、iii) の元同僚と同じ取扱いであった可能性が考えられる。

また、当該事業所は既に全喪しており、その破産管財人は賃金台帳等の資料を保管していない旨を回答している上、元事業主から当時の厚生年金保険料の控除に関する証言を得られず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。